

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 27 日

静岡県知事

鈴木 康友 殿

提出者

住 所 静岡県袋井市大野6909番地9

氏 名 コニカミノルタケミカル株式会社

代表取締役社長 金子 真一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0538-23-6777

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	コニカミノルタケミカル株式会社
事業場の所在地	静岡県袋井市大野6909番地9
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

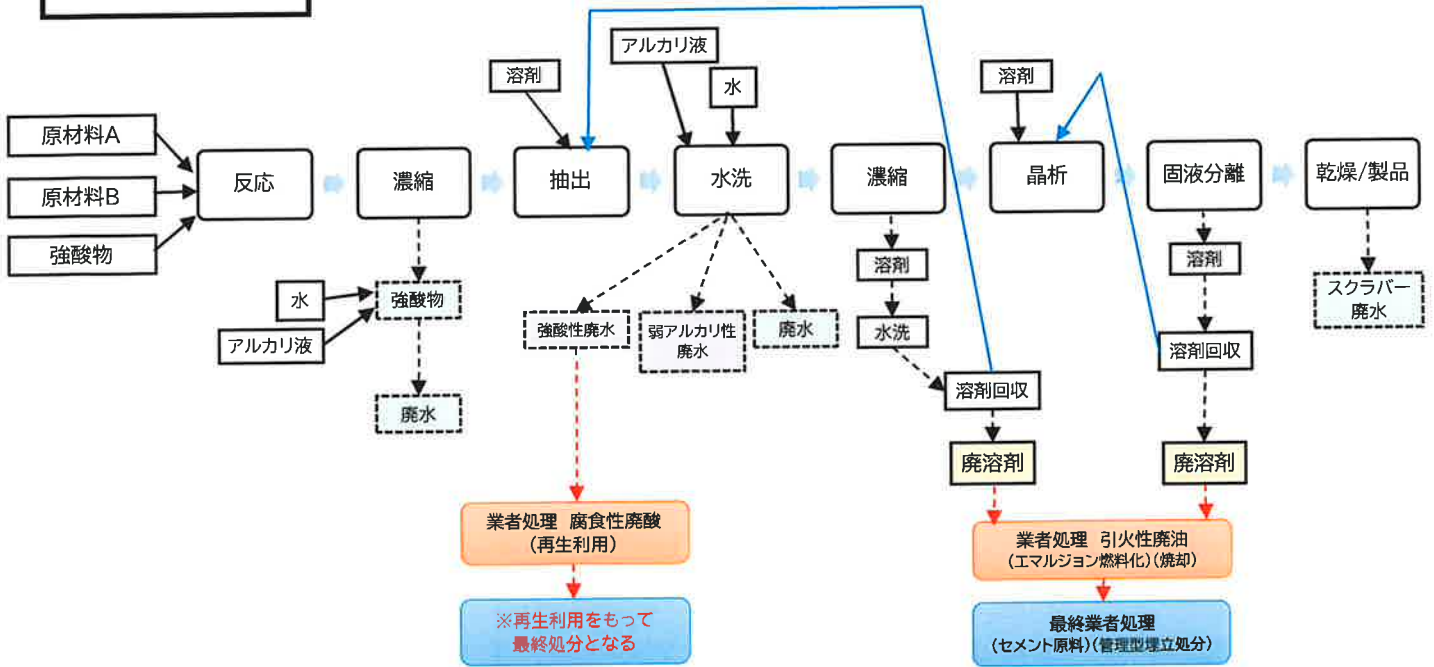
① 事業の種類	化学工業 [中分類 16] ※日本標準産業分類より
② 事業の規模	30.1億円
③ 従業員数	74 名 (令和6年4月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 参照

(日本産業規格 A列4番)

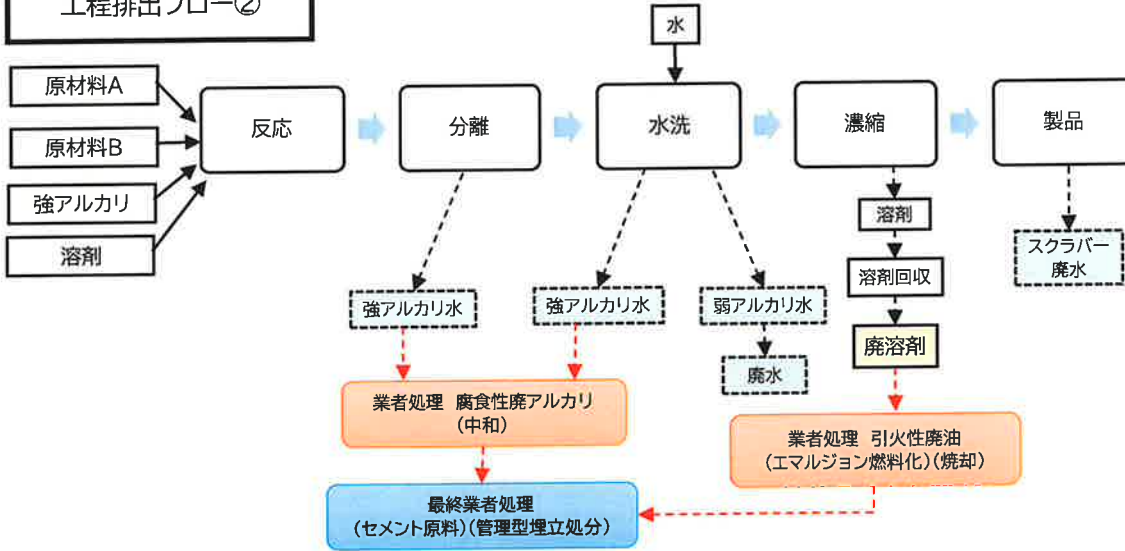


④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

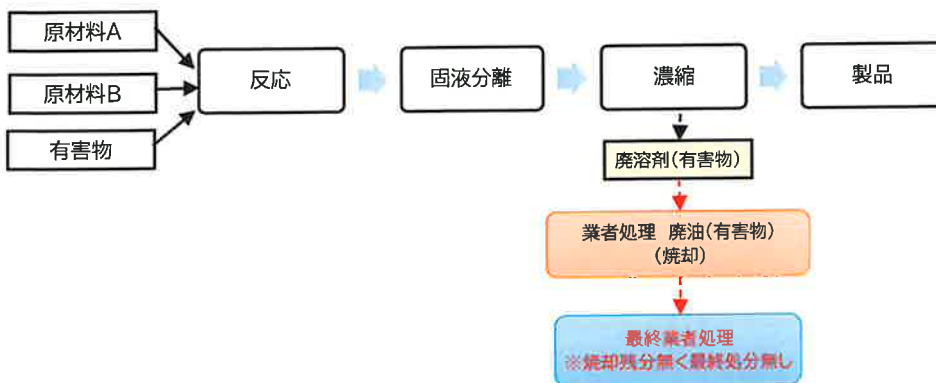
工程排出フロー①



工程排出フロー②



工程排出フロー③



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2-1 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度()】

特別

()

別紙2-2 参照

②計画

【目

特別

(今

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

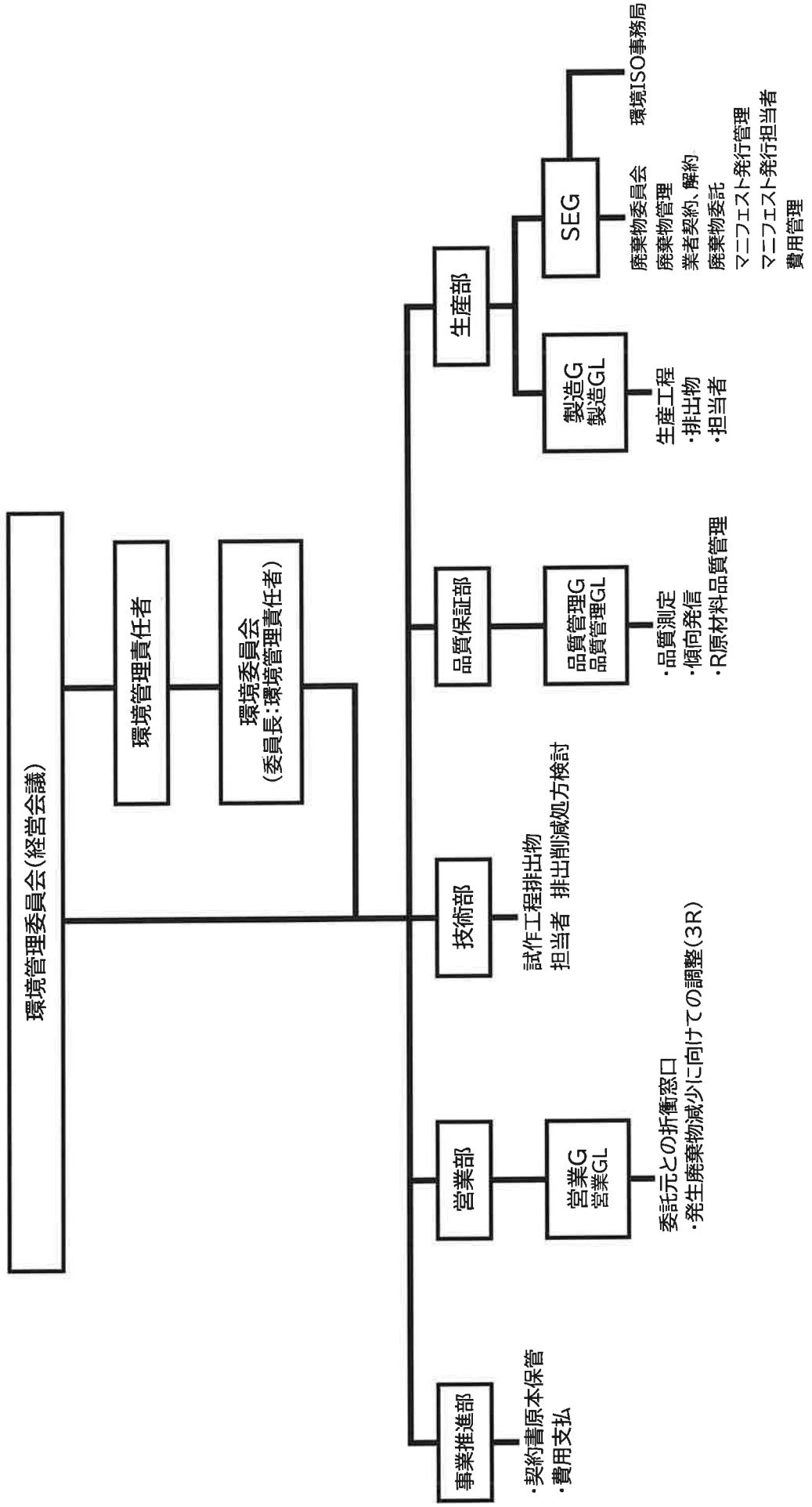
()

②計画

別紙2-3 参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排出量	3429.6t	34.5t
	(これまで実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・各工程より発生する引火性廃油の内、メタノール、アルコール系廃油の成分分析を行い、廃水処理場汚泥栄養分として利用可能か確認し、廃水処理場安定維持管理用として処理する。 ・生産工程では、工程から発生する廃油から溶剤を回収、成分精製を行い社内生産工程でリサイクル使用する事で廃棄物削減を実施。 ・廃油の分別細分化による、有価売却物化での、廃棄物削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部工程から発生する強酸物の成分分析にて内容を確認し、社内中和処理後 自社廃水処理場処理化が可能か確認、処理可能の場合は自社廃水処理場にて処理をする。
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排出量	4000t	30t
	(今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記記載内容の継続実施 ※①新規製造品から発生する廃油についても同様な方法で確認し、社内廃水処理場栄養剤として処理を図る。 ※②廃棄物減溶化装置稼働による廃棄物削減 ※上記を実施するも、排出量最大工程のスケールUPに伴い排出量UP 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記記載内容の継続実施 新規製造品から発生する強酸物についても内容を確認し、自社廃水処理場可能物は中和処理後、廃水処理場にて処理をする。

【前年度(令和5年度)実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
	排出量	0.0t	0.0t
	(これまで実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・一部工程から発生する強アルカリ物の成分分析にて内容を確認し、社内中和処理後 自社廃水処理場処理化が可能か確認、処理可能の場合は自社廃水処理場にて処理をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物使用工程から発生する有害物含有廃棄物の他の廃棄物との混合回避の徹底。
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
	排出量	30t	0t
	(今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記記載内容の継続実施 新規製造品から発生する強アルカリ物についても内容を確認し、自社廃水処理場可能物は中和処理後、廃水処理場にて処理をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記記載内容の継続実施。 ※今期、有害物使用の新規工程は無し

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	排出量	0.0t	
	(これまで実施した取組)	・生産工程からの発生ではなく器具(温度計等)の廃棄処分により発生した実績があったが、令和5年度は実績なし。 発生があれば適切に処分をする。	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	排出量	0t	
	(今後実施する予定の取組)	・上記記載内容の継続実施	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・工程毎に発生した廃油を、環境ISOの社内分別基準で定めた所定場所へ排出する。 ・新規の工程からの廃棄物(引火性廃油)についても、環境ISOの社内分別基準に従い、所定場所へ排出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工程毎に発生した廃油を、環境ISOの社内分別基準で定めた所定場所へ排出する。 ・新規の工程からの廃棄物(強酸)についても、環境ISOの社内分別基準に従い、所定場所へ排出する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記記載内容の継続実施 ・廃棄物減溶化装置稼働による廃棄物削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記記載内容の継続実施

	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・工程から発生した強アルカリ物は、環境ISOの社内分別基準で定めた所定場所へ排出する。 ・新規の工程からの廃棄物(強アルカリ)についても、環境ISOの社内分別基準に従い、所定場所へ排出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工程から発生した有害物含有廃棄物は、環境ISOの社内分別基準で定めた所定場所へ排出する。 ・新規の工程からの廃棄物(有害物)についても、環境ISOの社内分別基準に従い、所定場所へ排出する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記記載内容の継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記記載内容の継続実施

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・生産工程からの発生ではなく 器具(温度計等)の廃棄処分により発生した物である為、特になし	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・上記記載内容の継続実施	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和 年度)実績】	
①現状	別紙3-1 参照
②計画	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和 年度)実績】	
①現状	別紙3-2 参照
②計画	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

②計画

【前

別紙4-1 参照

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度(令和 年度)実績】

特

別紙4-2 参照

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	209.2t	0.0t
	(これまで実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"> 各工程より発生する引火性廃油の内、メタノール、アルコール系廃油の成分分析値から社内廃水処理場分解処理可否判断し、可能物のみ社内廃水処理する。 生産工程では、工程から発生する廃油から溶剤を回収、成分精製を行い社内生産工程でリサイクル使用する事で廃棄物削減を実施 	特に無し ※対象廃棄物無し
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	500t	0t
	(今後実施する予定の取組)	・上記記載内容の継続実施	特に計画無し
	【目標】		

【前年度(令和5年度)実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t
	(これまで実施した取組)	特に無し ※対象廃棄物無し	特に無し ※対象廃棄物無し
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)	特に計画無し	特に計画無し
	【目標】		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	
	(これまで実施した取組)	特に無し ※対象廃棄物無し	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	
	(今後実施する予定の取組)	特に計画無し	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t
	(これまで実施した取組)	・工程から排出される引火性廃油の内、社内分留処理をする事で社外精製化出来る廃油について処理する。	・一部工程から発生する強酸物の成分分析にて内容を確認し、社内中和処理後、自社廃水処理場処理可結果を受けて、社内中和、自社廃水処理場処理。
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)	・上記記載内容の継続実施。 ※新規製造品から発生する廃棄物についても廃棄物内容を確認し、社内廃水処理場での処理量UP、精製でのリサイクル使用を検討する。	・上記記載内容の継続実施 今年度は強酸の回収物の分解処理を予定する。

【前年度(令和5年度)実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t
	(これまで実施した取組)	特に無し	特に無し
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)	特に計画なし	特に計画なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.0t	
	(これまで実施した取組)	特に無し ※対象廃棄物無し	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	
	(今後実施する予定の取組)	特に計画無し	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t
	(これまで実施した取組)	特になし	特になし
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)	特に計画なし	特に計画なし

【前年度(令和5年度)実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t
	(これまで実施した取組)	特になし	特になし
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)	特に計画なし	特に計画なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	
	(これまで実施した取組)	特になし	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	
	(今後実施する予定の取組)	特に計画なし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	全処理委託量	3220.4t	34.5t
	優良認定処理業者への処理委託量	3220.4t	34.5t
	再生利用業者への処理委託量	3220.4t	34.5t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t
(これまでに実施した取組)			
<p>引火性廃油:一部工程から排出されるメタノール、アルコール系廃油の成分分析結果から、廃水処理場汚泥栄養分として、廃水処理場安定処理維持管理用として有効利用する。 生産工程から発生する廃油から溶剤を回収、成分精製を行い社内でリサイクル使用する。</p> <p>強酸:一部工程から排出される強酸物の成分分析結果から、社内中和処理後、自社廃水処理場処理可能物について廃水処理場処理を行う。</p>			

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物
	全処理委託量	0.0t	0.0t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	0.0t
	再生利用業者への処理委託量	0.0t	0.0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	
(これまでに実施した取組)			
<p>強アルカリ:一部工程から排出される強アルカリ物の成分分析結果から、社内中和処理後、自社廃水処理場処理可能物について廃水処理場処理を行う。</p> <p>有害物:有害物使用工程から発生する有害物含有廃棄物の、他の廃棄物との混合回避徹底(有害物含有廃棄物の発生量抑制)</p>			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	全処理委託量	0.0t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	
	再生利用業者への処理委託量	0.0t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	
	(これまでに実施した取組)		
汚泥(有害):生産工程からの発生ではなく、器具(温度計等)の廃棄処分により発生した物である為、特になし。			

	【目標】	特	別紙5 参照
	②計画		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3464.05	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等)	引火性廃油 及び腐食性廃アルカリについては、サンプル分析により自社廃水 処理場処理可否判断をする。 強酸については、現在自社廃水処理場にて処理中の物を継続処理する。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	
全処理委託量	4000.0t	30.0t	
優良認定処理業者への 処理委託量	4000.0t	30.0t	
再生利用業者への 処理委託量	4000.0t	30.0t	
認定熱回収業者への 処理委託量	0.0t	0.0t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0t	0.0t	
(今後実施する予定の取組)			
<p>引火性廃油:書面 第4面(実績)の継続実施。 (新規製造品の廃油についても同様な方法で確認、廃水処理場栄養剤として処理を図る)</p> <p>強酸:書面 第4面(実績)の継続実施 (新規製造品の強酸物についても同様な方法で確認し、社内中和処理後、自社廃水処理場 処理可能物は廃水処理場処理する)</p>			

【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	有害物	
全処理委託量	30.0t	0.0t	
優良認定処理業者への 処理委託量	30.0t	0.0t	
再生利用業者への 処理委託量	30.0t	0.0t	
認定熱回収業者への 処理委託量	0.0t	0.0t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0t	0.0t	
(今後実施する予定の取組)			
<p>強アルカリ:書面 第4面(実績)の継続実施。 (新規製造品の強アルカリ物についても同様な方法で確認、自社廃水処理場処理可能物は 廃水処理場処理する)</p> <p>有害物:書面 第4面(実績)の継続実施 (特定工程から発生する有害物含有廃棄物の、他廃棄物との混合回避による有害物 含有廃棄物の発生量抑制)</p>			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	
	全処理委託量		0.0t
	優良認定処理業者への処理委託量		0.0t
	再生利用業者への処理委託量		0.0t
	認定熱回収業者への処理委託量		0.0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0.0t
	(今後実施する予定の取組)		
汚泥(有害):生産工程からの発生ではなく、器具(温度計等)の廃棄処分により発生した物である為、特になし。			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。